三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県郡上市大和町古道字足代山一二七三の二(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県山県市大字長滝字釜ケ谷二七の六の三、飛騨市河合町稲越字向山三一一八の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
奈良県吉野郡川上村(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山形県山形市・上山市(以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　公衆の保健
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図に示す部分に限る。)

○農林水産省告示第千三百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山形県山形市・上山市(以上二市について次の図に示す部分に限る。)
二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第九百四十一号

船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第六条第一項の規定に基づき、船舶等型式承認規則第六条第一項ただし書の物件を定める告示(平成八年運輸省告示第百六十一号)の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年八月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

船舶等型式承認規則第六条第一項ただし書の物件を定める告示の一部を改正する告示

第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号中「自動船舶識別装置」を「船舶自動識別装置」に改め、同号を第十六号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　捜索救助用位置指示送信装置

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百四十二号

船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年八月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する告示

船舶安全管理認定書等交付規則(平成十二年運輸省告示第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(船舶安全管理認定書の有効期間の延長)

第六条の二　国土交通大臣又は日本の領事官は、国際航海に従事する船舶であって、船舶安全管理認定書の有効期間が満了する際更新審査を受ける予定の港に向け航海中となる船舶については、申請により、当該船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶安全管理認定書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日とする。

○農林水産省告示第千三百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県
二　保安林として指定された目的　公衆の保健
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
山形市・上山市(以上二市について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁並びに大村市役所及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県
二　保安林として指定された目的　公衆の保健
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁並びに大村市役所及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。)